

新規設立の流れ

<根拠法・条文等>

- ① 発起人（組合員になる意思のある者）を3人以上集める
・定款、事業計画、収支予算の作成

（法第22条）

- ① 創立総会の開催の日時、場所、定款の公告
（会議開催日の少なくとも2週間前まで）

（法第23条第1項・
第2項）

- ② 創立総会の開催
・定款の承認、事業計画、収支予算、役員を選任などを議決し、
又は役員選挙を行い、議事録を作成する。
・組合員たる資格を有する者でその会日までの発起人に対して設
立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の
3分の2以上の多数による決議を必要とする。
・創立総会で理事が選任された以降に理事会を開催し代表理事を
選定する。その他、定款に代表理事の氏名（最初の代表理事に
限る）を直接記載する方法等もある。

（法第23条第3～7項、
第32条第3項ただし書・
第12項）

- ③ 発起人から理事へ事務引継

（法第24条）

- ④ 出資の第1回の払込み

（法第25条）

- ⑤ 設立の登記

出資の第1回の払込みの終了から2週間以内に、主たる事務所の
所在地を管轄する法務局で設立の登記をすることで**組合が成立**す
る。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局
へ相談することが望ましい。

※登記事務の取扱いについて、法務省から法務局等へ示された通
知文についても参照されたい。（令和4年9月21日法務省民
商第439号「労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の
取扱いについて（通知）」

<https://www.moj.go.jp/content/001381759.pdf>

（法第26条、
組合等登記令第2条）

（次ページへ続く）

<根拠法・条文等>

⑥ 行政庁への成立の届出

組合成立後2週間以内に、登記事項証明書、定款、役員の氏名及び住所を記載した書面を添えた成立届書を行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に届出

（法第27条、132条、
則第5条各号）